

事務連絡
平成21年5月22日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省
新型インフルエンザ対策推進本部 事務局

新型インフルエンザ感染者の増加に伴う医療機関における外来診療について

国内において新型インフルエンザ感染者が増加していることを踏まえ、感染者が増加している地域においては、患者が直接、発熱外来を設置していない医療機関を受診することも想定されます。また、今般、「基本的対処方針」に基づき厚生労働大臣が定めた「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」が示されたところです。これらを踏まえ、発熱等の症状を有する患者の診療を行う際の留意点をまとめたので、貴管下の医療機関に周知していただくようお願いします。

記

1. 急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、患者数の増加に伴い、発熱外来の医療機関数を増やすこと。
2. 発熱等の患者が発熱外来を設置していない医療機関の外来に受診した場合に備え、日常診療においてもサージカルマスクの着用や手指消毒等の感染対策を徹底すること。
3. 発熱外来を設置していない医療機関においても、地域住民の要望に応えるため、発熱等の症状を有する患者の診療を行う場合であって、発熱等の症状の有無に応じて外来患者の動線を分けることが難しい場合には、午前は発熱等の患者の診療、午後は通常の外来診療というように、診療時間を分ける

等の対応を検討すること。その場合、診療を切り替える際に待合室や診察室の消毒等を徹底すること。特に、基礎疾患を有する者等へ感染が及ばないよう十分な感染防止措置を講ずること。

4. 地域における感染者や感染を疑う者の発生状況等について、最寄りの保健所や発熱外来を設置する医療機関との情報共有を図ること。
5. 新型インフルエンザへの感染を疑う者であると診断した場合、直ちに最寄りの保健所等に連絡し、対応について指示を受けること。
6. 慢性疾患等の定期受診者に対しては、発熱等の症状を認めた場合の対処方法（直接受診せず電話することや、ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方など）を、事前に説明しておくこと。特に、急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域においては、これらの対応に留意すること。